

大阪観光大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪観光大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪観光大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

校訓「明（あか）く、浄（きよ）く、直（なお）く」にのっとり、大学の使命・目的及び教育目的は学則に明記されている。いずれも簡潔な文章であり、それらが観光学に基づく有為な人材育成を個性・特色としていることは明白である。「新しい観光学」を築く方向での見直しも行われている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学内外へ周知されているほか、大学の中期計画や観光・国際交流の両学部の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されている。大学の設置する観光学部・国際交流学部や観光学研究所・国際交流センターなどは、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために適切な教育研究組織である。

「基準2. 学修と教授」について

大学はアドミッションポリシーに沿って学生確保に努めているが、収容定員の観点からみて、一部の学科の定員が未充足である。カリキュラムポリシーとディプロマポリシーは作成・公表されているが、両学部とも、実際の教育課程については改善が必要な点がある。教授方法の工夫・開発は行われており、教職員の協働による学修支援・授業支援も実施されている。単位認定は、明確な基準により行われている。

学生の社会的・職業的自立に関する指導体制や学生生活の安定のための支援体制は、整備されている。FD(Faculty Development)活動を活発に行い、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。校地、施設、設備等の教育環境は、適切に整備され活用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は、法令に沿って寄附行為などの諸規則を整備している。環境保全、人権、安全への配慮は行われており、教育情報・財務情報についても概ね公表されている。

理事会による戦略的意思決定ができる体制は整備されており、大学の意思決定組織も整備されている。法人と大学はコミュニケーションを図っているが、議事録には正確性が求められる。事務組織は権限と責任を明確にして編制されており、必要な人員も配置されている。業務の管理体制は構築されており、職員の資質・能力向上の機会も設けられている。財務基盤の確立や収支バランスの確保については一層の努力が望まれる。

「基準4. 自己点検・評価」について

学長を委員長とする自己点検・評価委員会が組織され、自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制が整備されている。エビデンスの収集や調査・データの分析に基づく全学的

な自己点検・評価も行われており、その結果は学内外へ公表されている。各部署において自己点検・評価を利用した PDCA サイクルの全学的な仕組みの確立に向けて、検討することを期待したい。

総じて、大学は、観光学を専門とする大学として教育研究を積重ねてきており、今も「新しい観光学」の構築とそれを通じた有為な人材の育成を目指して、継続的に努力している。こうした努力が実を結び、入学志願者は増加しつつある。しかしながら、一部の教育課程におけるディプロマポリシーやカリキュラムポリシーとの整合性、又は財務基盤の確立については、改善が必要である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際連携・協力」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的の要点は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成すること」であり、学則第 1 条に記されている。これは、「明（あか）く、浄（きよ）く、直（なお）く」の校訓にのっとりたもので、簡潔な文章の中に具体性と明確性がある。

また、大学は観光学部と国際交流学部を置くが、両学部の教育目的は学則第 1 条の 2 及び 3 に、それぞれ簡潔な文章で示されており、いずれの教育目的にも具体性と明確性が認められる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

観光学部の教育目的では、観光学に関する学際的諸分野の教育や観光学に関する総合的理解の促進がうたわれ、国際交流学部の教育目的では、日本学に関する諸分野の教育や「和魂地球人」の育成がうたわれ、それぞれ個性・特色が明示されている。

また、大学の使命・目的には「教育基本法に則り学校教育法の定める大学として」という文言があり、使命・目的の内容も法令への適合性が認められる。両学部の教育目的についても法令に照らし適切なものである。

観光学部に加え国際交流学部を設置し、大学の使命・目的に沿って「新しい観光学」を築く方向で、変化への対応が行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び両学部の教育目的には、役員・教職員の理解と支持がある。また、それらは学生への配付資料や大学ホームページを通じて学内外へ周知されている。

大学の中期計画や両学部の三つの方針には、大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

観光学部と国際交流学部の2学部が設置され、また、観光学研究所や国際交流センターなども設置されており、それらは大学の使命・目的及び教育目的を達成するために整合的な教育研究組織となっている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学則に記載の目的に基づいてアドミッションポリシーが学部ごとに明示され、大学ホームページ等で公表されている。また、入学者の受入れについては一般入試、センター入試、AO 入試、附属校推薦、指定校推薦、公募推薦などの多様な入学者選抜方法を実施し、学生確保に努めている。

両学部とも外国人留学生の割合が高い。また、国際交流学部においては収容定員の観点からみて在籍学生数の確保は十分とは言い難いが、平成 29(2017)年度は、入学定員に沿った学生の確保が図られつつある。

【改善を要する点】

○平成 29 年度の国際交流学部国際交流学科の入学定員は充足しているが、収容定員が 0.7 倍未満であるため、学生募集活動を一層強化するよう改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしていない。

【理由】

教育目的を踏まえて学部ごとにカリキュラムポリシー又はディプロマポリシーが明示され、大学ホームページ等で公表されている。

教授方法については、ゼミナール担当教員による学生カードを用いたチューター制度が取入れられており、工夫されている。履修登録単位数については、1 年間の上限が適切に設定されている。

しかしながら、観光学部においてはカリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程が編成されているものの、不開講科目が多いことからカリキュラムポリシーの実効性に問題がある。また、国際交流学部における教育課程の編成は、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーとの整合性がとれていない。

【改善を要する点】

○観光学部において不開講科目が多く、カリキュラムポリシーの実効性に問題があるため、改善を要する。

○国際交流学部の芸術・健康スポーツコースは、ディプロマポリシーとの整合性がなく、学士（文学）の学位との関連性が認められないため、改善を要する。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援に関する実施体制として教職員から成る「教務委員会」を定期的開催し、方針・計画・課題を審議するとともに、教職員協働による長期授業欠席学生に関する把握・指導や留学生の交流に対する支援等を行っている。こうした対応は、退学者への歯止め対策としても機能している。

また、オフィスアワー制度は、教務課掲示板において学生に対して周知し、全学的に実施されている。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みとしてチューター制度が活用されており、教員主導の教職協働による学修支援がなされている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部ごとにディプロマポリシーが明示され、公表されている。単位認定については成績評価基準が明記されており、卒業要件についても明確に定められている。

他大学からの編入学生に関して、認定単位数の上限を設定した既修得単位を認定する履修制度を設けている。また、「大学コンソーシアム大阪」に加盟している府内 42 大学と卒業要件単位として認定される単位互換制度を設けている。これらに沿って単位認定、進級及び卒業・修了認定がなされている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備として、教育課程内にキャリア関連科目 3 科目（キャリアデザイン、キャリアプランニング、キャリアガイダンス）が配置

され実施されているとともに、インターンシップ科目も開講されている。教育課程外では、一般企業や各種機関との連携によってインターンシップが実施されている。

キャリアセンターは、各種の就職対策講座や資格対策講座を開講し、学生の職業的自立の支援方策として実施している。具体的な学生に対する就職支援体制としてはキャリアセンターを中心とした支援及び助言体制が整備されており、専門カウンセラーの配置もなされている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価は FD 委員会を中心として、「学生による授業評価アンケート」を各期に行い、その結果をティーチング・ポートフォリオとしての「授業の振り返り」に活用して教育内容の改善に役立てている。

また、資格取得状況については、正確なデータを保存し教育目的の達成状況を振り返ることができる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のための支援体制は、学生委員会と学生支援課を設置するとともに奨学金制度など活用して整備している。学生の課外活動については学友会を組織して学生支援課を中心に助言・指導を行っている。

学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるシステムとして、学内に「意見箱」を設置して意見・要望を集約し、その内容に応じて該当する委員会・関係部署が対応し、回答が全学的な内容の場合には掲示板にて通知している。また、個人的な内容については学生本人に直接、回答するように配慮している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上の必要な専任教員数及び教授数は確保されているが、一部学科の必修科目の教員の配置に問題がある。

教員の採用・昇任については「教員人事委員会」を設置し、教員人事規程に基づいて適正に運用されている。また、FD 活動も活発に行われ、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。

教養教育実施体制の整備に関しては、「教養教育研究委員会」を立上げ、大学生として必要な教養とその教育のあり方について検討した。その結果に基づいてカリキュラムの改編を行い、学部間での教養科目の共通化を進めた。

【改善を要する点】

○国際交流学部における「姿勢科学科目」の全ての必修科目に兼任教員を配置していることについて、改善が必要である。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

施設設備、教育研究環境は安全性・利便性を配慮して適切に整備し、学生に活用されている。図書館は、蔵書数の確保や閲覧施設の整備がなされ、運営されている。多くの教室にコンピュータが設置され、IT 環境の整った自習室やラーニング・コモンズも置かれ、また学内 Wi-Fi も整備されている。

「意見箱」等を活用して、施設に対する学生の要望をくみ取る努力をしている。

授業を行う学生数に関して、一部に大人教授業を開講しているが、概ね適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人は、寄附行為において、教育基本法、学校教育法に従うこと、建学の精神に基づき社会有為の人材を育成することを目的としている。

理事会、監事、評議員会及び法人本部を設置し、法人経営、各学校教育の適切な管理、運営が継続的に実施され、経営の規律が図られており、その使命・目的の完遂のための体制が整備されている。また、環境保全に配慮し、快適な学修、研究を行う環境整備を目指し、学内美化、エネルギー節減等を実施している。

教育情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により、大学ホームページに掲載、公開しているが、一部不備が認められる。また、大学ポータル事業にも参加し、教育情報を公開している。財務情報は、私立学校法第 47 条の規定により、大学ホームページに掲載、公開しており、閲覧要求にも対応している。

【改善を要する点】

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 における教育情報の公開に関して、一部の教員が有する学位及び業績に関すること、不開講という理由で一部の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することが作成、公表されていない点については改善を要する。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為により最高意思決定機関と定められている。原則、毎月開催しており、理事・監事相互での意思疎通を図った上での戦略的な意思決定が可能な体制となっている。

理事の選任については、寄附行為第6条において定められており、各学校関係者理事と学外理事とがバランス良く配置されている。

理事会のもとに「明浄学院経営改善計画推進委員会」を設置し、計画の策定と変更、計画の進捗状況の把握、計画の達成状況の検証・評価、今後の課題と解決策等を検討している。改善計画の実施に当たり、作業部会を設け、各部会長は理事が担当している。委員会で決定した事項については、理事会等に報告し、今後の経営方針等の決定に資するようにしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の過程としては、「大学協議会」において大学の教学についての基本的事項、各学部教授会で審議された事項等について最終審議をし、学長が最終決定を行っている。

各委員会は全学的に編制され、教員及び職員が構成員となり、教職協働の体制をとり、委員会での検討結果は学部教授会に報告され、審議されている。また、大学の実態を把握できる自己点検・評価委員会の委員長を学長が務めることにより、大学改革を進める要として、リーダーシップを発揮できる組織体制となっている。

学長の支援体制として、学長補佐1人を配置し、学長のリーダーシップ及び業務執行を支えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門として理事会、教学部門として「大学協議会」を中心として連携・コミュニケーションが図れる体制を構築し、大学の意思決定が円滑に行われている。

法人のガバナンスはほぼ毎月開催される理事会において発揮されており、理事会では法人全体、各学校の業務等の報告もあり、本来の業務推進とともに各管理運営部門の相互チ

チェックがされている。

寄附行為第 17 条に基づき評議員会が設置され、理事会の諮問機関として機能を果たしている。監事 2 人を配置し、毎回の理事会及び評議員会への出席、助言をするとともに、理事、評議員の職務遂行をチェックしている。

理事長や学長が、教職員研修会などに積極的に参加し、広く構成員と交流し、その意見を聞くように努めることにより、ボトムアップを可能としている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、大学の使命である教育研究、更には地域社会との連携を含む地域貢献を教学組織と協働で実現できることを目的としている。

教員組織である各種委員会のメンバーには必ず各課長が委員としてそれぞれ会議等に出席し教職連携を図っている。効率的な組織運営を図るために必要最低限の専任人員配置を行っており、教員組織との連携が図れるように工夫されている。業務執行は、組織規程や事務分掌規程に定めるとおり、各部門の所属長が管理責任者としてその業務を行い、各部門に設けている課制度を中心に業務を行っている。

研修会・セミナーに出張した際には報告書を提出し、研修報告書を職員に配信することにより、研修内容の共有化を進めるように試行している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は、平成 28(2016)年 7 月に第 4 期中期計画としての今後 5 か年の経営改善計画を策定し、その計画に基づいて財務運営を行っている。

平成 25(2013)年度に開設された国際交流学部の入学者確保が計画通り履行できず、大学としての収支状況は消費支出超過の状況が続いていたが、外部から多額の寄附金を受入れたことから、平成 28(2016)年度においては、法人全体の教育活動収支差額が黒字に転じる

こととなった。

しかしながら、平成 28(2016)年度末の貸借対照表関係比率でみると、退職給与引当特定資産保有率及び積立率等が低く、財務基盤としては厳しい状況となっていたことから、法人としては、平成 29(2017)年度において用地の一部を売却し、法人全体の財務基盤の確立と収支バランスの確保を図ることで、財務運営の改善が見込まれつつある。

【改善を要する点】

○引続き入学者の確保に努め、学生生徒等納付金収入の増加及び外部資金の獲得や支出の見直しを行い、財務基盤の確立と収支バランスの確保を図るよう改善を要する。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人明浄学院経理規程」「学校法人明浄学院財産管理に関する規程」「学校法人明浄学院資産運用規程」等を遵守した会計処理を行い、毎月 1 回開催される監事監査や適時実施される公認会計士監査時に助言等を得て適正な会計処理をしている。

監査法人による会計監査は、定期監査・決算監査のほか、理事長との意見交換を行っている。

監事による監査は、原則毎月開催される理事会に先立ち監事 2 人が大学と高等学校を交互に定期監査・決算監査を行い、5 月の理事会・評議員会に監査報告書を提出している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の目的及び社会的使命を達成するために、学則に自主的・自律的な自己点検・評価の実施を明文化している。

「大阪観光大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、学長を委員長とし、各学部長、各種委員長及び大学事務局長から構成される自己点検・評価委員会を設置して、大学の現状及び今後の課題や問題点等について共通認識を持ち、大学の使命・目的の達成に向けて活動できる体制を整備している。

開学以後各年度の自己点検・評価活動に取組み、平成 17(2005)年度に取りまとめた自己点検評価書を報告したほか、平成 22(2010)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けている。国際交流学部開設 2 年目である平成 26(2014)年度においても自己点検評価書を取りまとめており、継続的に実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は、自己点検・評価の各項目の事実の根拠となる資料や関連データ、アンケート調査などのエビデンスは、各種委員会や事務局各部署において作成され、自己点検・評価を行っている。

特に入学者確保のため、「学生募集戦略会議」による量的及び質的データ分析を行うほか、FD 委員会による授業方法の改善に係る報告書の活用、学生生活の状況把握などさまざまな調査を通じて自己点検評価書を作成している。

自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配付して、共有するとともに、社会に向けても大学ホームページ上で公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果の活用としては、過去の認証評価で指摘された点について大学は真摯に受止め、組織体制や施設の充実などの改善に努めている。

大学としては、自己点検・評価委員会が教職員や地域社会等の意見をより広く取り入れる

よう努力する一方で、評価結果を教職員が共有して、その活用に取り組めるようなシステムや外部評価の導入も検討することとしており、今後具体的なシステムとして明示できるよう速やかに検討が進められることを期待したい。

【参考意見】

○自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立に関して、大学としての明確なシステムが確立するよう速やかな検討が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会連携

A-1 地域社会との連携の推進

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 大学と企業との適切な関係の構築

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係

【概評】

大学が持っている物的・人的資源の社会への提供としては、大学が立地する大阪府泉南郡熊取町との連携協定による図書館やホール、教室や体育館等の開放をはじめとして、教育研究に支障のない限り、多くの施設を貸出している。

また、人的資源の提供として公開講座をはじめ、泉佐野商工会議所への出前講座も行って教員の社会貢献の機会を設けるとともに、例えば各種コンソーシアムにも参加し、講師を派遣するほか、地方公共団体や各種財団からの委員としての委嘱にも応えて、社会に貢献している。学生の活動では、大学祭において地域住民と積極的に交流し、また、「大阪中学生サマー・セミナー」をはじめとして近隣中学生の教育補助にも活躍している。さらに、祭りなどの地域行事やマラソン等へのボランティアに参加をしたり、留学生が小学校に出向いて外国人児童の教育補助もしている。

大学と企業との適切な関係構築の努力としては、一般社団法人大阪外食産業協会と「観光と外食産業の学術・研究に関する協定書」を締結し、提携講義及び研究交流を通して関西の食文化の国際化と食文化を通じた観光の振興を図っている。また「日本フードツーリズム研究会」を立上げ、学外研究員とともにセミナーを開催している。更に、地元印刷会社や泉佐野市役所と協力し、地域マッププロジェクトを始動し、地域の観光復興に協力している。

大学の地域社会との協力関係については、熊取町若年層定住促進活動に協力、また「堺市観光の連携・研究交流に関する協定書」を締結してNPO法人堺観光ボランティア協会に協力している。さらに、学内組織である「観光学研究所」では「ニューツーリズム地域活性化研究会」を立上げ、地域活性化やまちづくりの推進に協力している。

総じて、空港への近接という地の利を生かした観光・交流の研究を深め、学生参加の地域貢献を図っていることは、アクティブ・ラーニング及びPBL(Project Based Learning)

に基づく教育という観点からも評価できる活動であり、更なる地域貢献を考えていることは高く評価できる。

基準B. 国際連携・協力

B-1 国際連携・協力の推進

- B-1-① 大学が持っている物的・人的資源の国際連携・協力への提供
- B-1-② 大学の海外機関との連携・協力
- B-1-③ 大学の国際連携・協力の将来計画

【概評】

大学はこれまで多くの留学生を受入れてきており、アジア諸国の多くの大学と交流があるが、より具体的な国際連携・協力の取組みとして、中央アジアのキルギス共和国にあるアラバエフ・キルギス国立大学と平成 29(2017)年 4 月に学術交流協定を締結した。

その趣旨は、大学間の交流にとどまらず、社会経済が発展途上にある国において高等教育を国際協力によって推進しようとする目的を有し、日本と当該国との友好を図る取組みである。当面は教員の派遣や学生の受入れの取組みを図ることとなっている。本取組みは、今後の大学の教育・学術面に寄与するばかりでなく、日本とキルギス共和国の国際交流に関する国際教育・学術交流面からの貢献としても期待される。

